

諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問日：平成24年2月16日（諮問第63号）

答申日：平成24年11月5日（答申第57号）

内容：「平成24年度滋賀県公立学校教員採用選考試験のすべての受験者について、各個人の試験区分ごとの点数および合否判定が一覧化された文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、「平成24年度滋賀県公立学校教員採用選考試験のすべての受験者について、各個人の試験区分ごとの点数および合否判定が一覧化された文書」（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非公開とした部分のうち、受験番号（別表「非公開部分」欄の①）ならびに教科、校種・職種および校種教科（別表「非公開部分」欄の③）は、公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成23年10月24日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

- ・平成24年度滋賀県公立学校教員採用選考試験のすべての受験者について、各個人の試験区分ごとの点数および合否判定が一覧化された文書（全校種・職種・教科科目ごとに作成されたもの）
- ・小論文、面接（集団（討論含む）、個人）、指導実技、実技試験の詳細な評価基準

#### 2 実施機関の決定

同年11月8日、実施機関は、条例第10条第1項の規定に基づき、本件対象公文書について、別表の「非公開部分」欄に記載した部分を非公開とする公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

同年12月26日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に

基づき、本件処分を不服として、滋賀県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、「平成24年度滋賀県公立学校教員採用選考試験のすべての受験者について、各個人の試験区分ごとの点数および合否判定が一覧化された文書」に係る非公開処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 教育委員会が教員を選考して採用する業務は、国民・市民から信託を受けた作業であり、その手続や内容は原則として、国民・市民に公開されることが当然である。また、教員の採用選考は、県民および国民の税金で行われている事業であり、選考に関する情報は最大限公開されなければならない。

(2) 非公開部分については、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」とは考えにくく、また「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とも考えにくい。このため、非公開部分が条例第6条第1号に該当するとは考えられない。

教員採用試験が「選考」であることを踏まえれば、各試験の「詳細な得点」は職務遂行能力を立証するための判定材料に過ぎず、その数値が高ければ教師としての資質に富み、数値が低ければ教師としての資質に乏しいという価値判断は単なる印象論に過ぎないものとする。

(3) 全国の区市では、ここ数年、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、試験問題および解答の公表、選考基準の公表、成績の開示などの様々な取組が行われている。こうした中、教員採用選考試験における試験区分ごとの点数および合否判定が一覧化された情報を開示することにより、選考過程の透明性を高めようとする区市も出てきており、これらの開示区市と比較して、滋賀県教育委員会が開示できない具体的な理由を実証的に説明する必要がある。

京都府および京都市では、個人が特定されることがないような形で、各個人の試験区分ごとの点数や合否判定が公開されているものであり、滋賀県の情報公開に対する姿勢は後ろ向きなのではないかという印象を強く持っている。

### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように

要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関の決定は適切なものである。

#### 2 教員採用選考試験の概要について

滋賀県公立学校教員採用選考試験では、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員および栄養教員の6つの校種・職種別に選考試験を実施している。

選考試験については、第一次選考と第二次選考に分かれており、第一次選考では、筆記試験と面接試験を行っている。筆記試験の内容は、一般教養・教職教養、専門教科・科目、小論文および適性検査である。

また、第二次選考では、面接試験として個人面接を、実技試験として、指導実技、専門実技、体力・運動実技等を行っている。実技試験の内容については、志望する校種・職種によって違いがある。

#### 3 非公開理由について

受験番号・得点・順位・合否などの情報は、いずれも受験者個人に関する情報であり、受験番号の近い受験者や受験番号を知る受験者の家族・友人・知人などであれば、受験者個人の意にかかわらず受験番号などから特定の個人を識別することができる情報に該当する。

また、たとえ特定の個人を識別することができなくても、合否判定をはじめ、詳細な得点や順位など受験者の採用選考試験の結果に関する情報は、通常、他人には知られたくない情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

よって、本件情報は、条例第6条第1号に該当するため、非公開としたものである。

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条にお

いて個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

## 2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成24年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る第一次選考および第二次選考について、それぞれ校種・職種および教科・科目別に作成された一覧表であり、当該一覧表には、受験番号順に、各受験者の試験区分ごとの点数、評価、順位および合否等が記載されている。

## 3 非公開部分について

実施機関は、本件対象公文書について、別表の「非公開部分」に記載した部分を条例第6条第1号に該当するとして非公開としているが、審査請求人はこれらの公開を求めていることから、以下において非公開情報該当性の検討を行う。

## 4 非公開情報該当性について

### (1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、特定の個人を識別することができるかどうかは、一般人を基準として判断することが適当である。ただし、一般人には特定の個人を識別することができないが、当該個人と特別の関係にある者であれば特定の個人を識別することができるものについては、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合に、非公開とすることが適当である。

なお、個人を識別することができるものであっても、一般に公にされている情報等については、非公開情報から除外し、公開することとしている。

### (2) 条例第6条第1号該当性

諮問実施機関は、本件対象公文書における受験番号、点数、評価および順位等の情報は、「受験番号の近い受験者や受験番号を知る受験者の家族・友人・知人などであれば、受験者個人の意にかかわらず、特定の個人を識別することができる情報に該当する」とし、また、「たとえ特定の個人を識別することができなくても、合否判定をはじめ、詳

細な得点や順位など受験者の採用選考試験の結果に関する情報は、通常、他人には知られたいくない情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する」と主張しているところである。

ア 受験番号（別表「非公開部分」欄の①）

確かに、受験番号は、当該受験番号に近接した受験番号の受験者や、受験者の家族、知人など、受験者と特別の関係にある者であれば、特定の個人を識別することができる情報であると考えられる。

しかしながら、すでに述べたとおり、条例上、非公開とすべき特定の個人を識別することができる情報であるかどうかは、一般人を基準として判断すべきものであり、通常、一般人には、受験番号から特定の個人を識別することはできない。

また、受験番号は、それ自体、個人の人格や私生活に密接に関連するものとは言えず、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報には該当しないものである。

よって、受験番号は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

イ 点数、評価および順位等（別表「非公開部分」欄の②）

一方、本件審査請求においては、受験番号のほか、各受験番号に対応する試験区分ごとの点数、評価および順位等についても公開が求められている。

当該情報は、受験番号と同様、それ単独で公にしても、一般的には、特定の個人が識別されることはないものであるが、受験番号と併せて公にすることにより、受験者の家族や知人など、受験者と特別の関係にある者であれば、当該受験者の詳細な点数、評価および順位等を知ることが可能となるものである。

社会通念上、採用試験における特定個人の点数、評価および順位等は、本人の意思によらずして第三者に知らされるべき情報ではないと解するところ、たとえ限られた者にしか、特定の個人を識別できないとしても、当該情報を公にすることは、受験者個人の権利利益を害するおそれがあるものと言わざるを得ない。

よって、点数、評価および順位等は、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

ウ 教科、校種・職種および校種教科（別表「非公開部分」欄の③）

また、実施機関は、教科、校種・職種および校種教科が記載された部分を非公開としているが、これらは、すでに公開されている各一覧表の標題部分と同様の内容が記載されているに過ぎないものである。

よって、当該非公開部分は、何ら条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、他の府市においては、教員採用選考試験の各受験者の詳細な点数、順位

等が記載された一覧表が、特定の個人を識別することができない形状で公開されている例があるとし、本県においても同様の形状で公開することを求めているものと解される。

しかし、条例第4条に規定する公文書の公開請求権は、実施機関の保有している公文書について、あるがままの形で公開を求めることができるものであり、実施機関に新たに公文書を作成したり、加工したりする義務が課されるものではない。本件対象公文書が、審査請求人が主張するような形状での公開ができないものである以上、当該主張は採用の余地がない。

## 6 結論

以上のことから、本件対象公文書について、受験番号（別表「非公開部分」欄の①）ならびに教科、校種・職種および校種教科（別表「非公開部分」欄の③）は、条例第6条第1号に該当せず、公開すべきであるが、その余の部分（別表「非公開部分」欄の②）は、条例第6条第1号に該当するので、非公開としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成24年 2月16日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年 3月16日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 4月23日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成24年 6月21日 (第204回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 7月19日 (第205回審査会)	・ 諮問実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 8月29日 (第206回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 9月25日 (第207回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年10月23日 (第208回審査会)	・ 答申案の審議を行った。